

◆ 仕事概要

医薬品、医療機器等に関する監視指導、承認内容の審査、事業者からの薬事相談応需、薬物乱用防止に関する普及啓発、医薬品・食品の試験検査、調査研究等の業務に従事します。

◆ 主な配属先

本庁（薬務課、生活衛生課、健康対策課）、保健環境研究所、保健所など

◆ 京都府の「薬剤師」職の特色

公衆衛生、環境保全といった薬剤師としての知識や技術が必要な職場に配属され、薬事監視員として薬局、店舗販売業、医薬品製造販売業者等に対し、また、食品衛生監視員や環境衛生監視員として飲食店、旅館等に対する許認可・監視指導を行います。さらに、麻薬取締職員として薬物事犯捜査に携わるなど、相当幅広い分野において、その職能を発揮することができます。



食中毒予防啓発セミナー



医薬品の規格適合性試験

薬事監視、医薬品・医療機器に関する審査、技術的支援

安心で安全な医薬品等の供給に貢献

医薬品医療機器等法に基づく医薬品、医療機器等メーカーへの調査、許認可等の実施やメーカーの技術的支援として相談応需・情報発信・セミナーなどを行っています。

また、違法な医薬品、医療機器等の流通防止のための監視指導・広告監視を実施しているほか、危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策について府民の方々に周知・教育するとともに、献血の必要性に係る普及啓発にも積極的に取り組んでいます。

さらに最近では、稀少ワクチンの備蓄・流通等に係る施策など、府内の安心・安全な医薬品等の供給に必要な業務を担っています。



流通食品に関する監視指導

食品衛生監視、試験検査、調査研究

食品を通じ、府民の健康、安心・安全を確保

飲食店営業や食品製造を行うには、その施設が法や条例の基準で定められた要件を満たすことが求められます。

府職員は食品衛生監視員として店舗・工場等を監視し、適合状況や食品が衛生的に製造・調理されていることを確認します。

また、食中毒等の健康被害発生時は、その原因を究明の上、事業者に再発防止対策を執るよう指導します。必要であれば営業停止などの行政処分を行うこともあります。

一方、府内の流通食品を計画に基づき収去し、規格や基準の遵守状況を確認し、逸脱が認めれた場合は事業者指導を行うことも重要な業務の一つです。

京都府人事委員会事務局総務任用課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL 075-414-5648（採用インフォメーションダイヤル）

LINE、メールマガジンも配信

試験や説明会などの最新情報をお届け
LINEアカウント名「京都府人事委員会事務局」
LINE ID「@czl9155m」

